



・さいたま市・

# 再犯防止 推進計画

.....

すべての市民が安全で安心して  
暮らせる社会を目指して

## はじめに

---

近年我が国においては、刑法犯の認知件数は減少を続ける一方で、検挙者のうち約半数が再犯者であることが課題となっています。

再犯を防ぐためには、犯罪をした者等が、犯罪を繰り返すことがないように、更生し地域社会で孤立することなく、自分らしく生活できることが重要です。

こうした中で、平成28(2016)年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」では、地方自治体にも再犯の防止等に関し、施策を実施する責務があることが明記されました。

そこで、本市においても、法の趣旨や国の再犯防止推進計画等を踏まえ、「さいたま市再犯防止推進計画」を策定いたしました。再犯の防止等を推進するための基本となる方向性等を定めるとともに、更生支援等の推進を図るため、本市において実施している施策をとりまとめました。

この計画に基づき、関係行政機関や更生保護関係団体等と連携・協力しながら、犯罪を発生させない安全で安心して暮らせる社会の実現を目指してまいりますので、引き続き、市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたり、さいたま市再犯防止推進計画協議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見や御提言をいただいた関係各位並びに市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和3年3月



さいたま市長 清水 勇人



<b>第1章 計画の概要</b>	<b>1</b>
1 計画の趣旨	1
2 国や埼玉県のこれまでの状況	2
3 定義	3
4 計画の位置づけ	4
5 計画の基本目標	4
6 計画の基本方針、重点項目	5
7 計画の期間	5
<b>第2章 関連する施策の展開</b>	<b>6</b>
1 就労・住居の確保等のための取組	6
(1) 就労の確保等	6
(2) 住居の確保等	11
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	14
(1) 高齢者又は障害者等への支援等	14
(2) 薬物依存を有する者への支援等	23
3 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組	27
4 犯罪をした者等の特性に応じた支援等のための取組	33
5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組	36
(1) 民間協力者の活動の促進	36
(2) 広報・啓発活動の推進等	39
<b>第3章 再犯の防止等を取り巻く状況</b>	<b>41</b>
1 犯罪者処遇の概要	41
2 さいたま市における犯罪の発生状況	42
3 さいたま市を取り巻く再犯に関する状況	43
<b>第4章 計画の推進体制</b>	<b>48</b>
<b>資料</b>	<b>49</b>
1 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28(2016)年法律第104号)	49
2 再犯防止推進計画(平成29(2017)年12月閣議決定)[概要]	55
3 さいたま市再犯防止推進計画協議会	56
4 用語集	57